

2020年7月19日

新型コロナウイルス感染防止対策における審判員のガイドライン

流山市少年野球連盟 審判部

本ガイドラインは、少しでも安心して野球が行えるよう審判員の行動について示すものです。ガイドラインに示されている内容以外にも感染症予防対策を基本としてください。本ガイドラインの内容については政府の方針、流山市をはじめとする各自治体、千葉県少年野球連盟の方針などの対応を踏まえ、適宜見直し等を行っていくものとします。

【適用範囲】

本ガイドラインは、次の内容に関わる場合に適用する。

- ・流山市少年野球連盟主催大会
- ・各チームで行う練習試合

【補足】東葛地域主催の大会や千葉県少年野球連盟が主催する大会については、その主催者のガイドラインを守るようお願いいたします。

【ガイドラインの施行日と期間について】

本ガイドラインは2020年7月25日（令和2年7月25日）から施行する。

また本ガイドラインを守る期間は新型コロナウイルスの感染状況に応じ流山市少年野球連盟より改めて通知するまでとする。

【審判員行動について】

1. 審判員全般の行動について

流山市少年野球連盟に携わるすべての審判員^{*1}は次のことを守って行動すること。

- ①試合当日の朝は必ず検温を行う。その際37.5℃以上あった場合は、審判部長もしくは審判副部長へ連絡の上、試合会場には赴かない。また、同居する家族等に同じような症状があった場合や新型コロナウイルスの感染が疑われる場合にも同様に判断すること。
- ②審判活動から遠ざかっており、自身の体力が低下していると思われる。夏場での試合は、熱中症予防の対策を講じること。（例えば十分な水分補修など）
- ③試合会場では手や指先のアルコール消毒を実施すること。
各試合会場では、審判員の朝の体温を記載^{*2}しておく。記録については、必要とする範囲の期間流山市少年野球連盟で保管しておく。その際内容の取扱いには十分注意すること。
- ④試合会場では、1.5～2mのソーシャルディスタンスをとること。飛沫防止対策としてマスクをできる限り着用すること。マスク着用については熱中症にならないよう適宜対応すること。
- ⑤試合の準備等で本部席など利用する場合、密にならないよう努める。
- ⑥両チームによるトスアップは、握手などせずお互いに距離をとり行う。
- ⑦試合前の用具点検時は、チーム全員ベンチから出して行う（選手、代表、監督、コーチ、スコアラー、介護員）。その際ベンチ前1.5～2m前に出してもらう。^{*3}必要であれば審判員はマスクを着用してもかまわない。
- ⑧事前打ち合わせ、試合終了後のミーティングは時間短縮に努めること。
- ⑨試合終了後、もしくは帰宅後、37.5℃以上の発熱や体調を崩した場合は、適切な検査・処置を行うこと。また必ず流山市少年野球連盟まで報告すること。

2. 球審について

- ①球審については、飛沫感染防止の為、当面の間飛沫防止のマスクを着用し試合に臨む。但し、熱中症予防の観点から球審用マスクへのシールドカバー、ジョギング時使用のフ

フェイスマスク等の使用をすること。練習試合では、チームで責任をもって感染症対策をすること。

②マスクをしている場合、熱中症のリスクがあるため無理をせず体調不良時は速やかに球場責任者に申し出ること。大会本部もしくは球場責任者は球審の異常な発汗や顔色等に常に目を配り、少しでも変化があれば球審を交代させる※4。交代については適宜大会本部や球場責任者の判断に委ねる。（対戦している両チームの代表や監督の承認などは必要ない。交代する旨を伝えるのみ）

③球審の用具について、利用後は中性洗剤やアルコールなどを利用して消毒等を行うこと
【補足】各用具に関する消毒等については利用する用具のメーカーの取り扱い方法に従うこと。

【補足】除菌をしないで球審用マスクの使い回しは、絶対にしない。特に練習試合では注意すること。またできる限り自身だけが使う球審用マスクが望ましい。

3. 塁審について

①塁審についても球審と同様に、体調不良や熱中症は早めに大会本部もしくは球場責任者に申し出ること。

②塁審については、野手と一定の距離を保てることから、飛沫感染の可能性が低いため、マスクの着用は必須としない。

以上、試合を行う上で審判員のガイドラインを定めましたが、感染拡大のリスクはゼロではありません。感染拡大防止に十分な配慮とご協力をお願いいたします。

※1 流山市少年野球連盟に携わるすべての審判員とは

流山市少年野球連盟主催の大会で審判員として出場する球審、塁審はもちろんのこと主催する練習試合で球審、塁審を行う審判員も含まれます。

【補足】練習試合の場合については次の通りとする。

流山市内のチーム同士の練習試合は、本ガイドラインに沿って練習試合を行う。

流山市以外のチームと行う場合、主催が流山市少年野球連盟所属のチームの場合、本ガイドラインを守って試合を行うこと。また流山市のグラウンドを使用する場合も、本ガイドラインを守って試合を行うこと。流山市以外のチームが主催かつ流山市以外のグラウンドで練習試合を行う場合は、そのチームの所属する連盟のガイドラインを確認し、その内容に従うこと。

※2 審判員の朝の体温と試合会場への入場時の体温を記載について

練習試合の場合、体温の記録は必要ないが、代表もしくは監督が責任を持って管理すること。

※3 試合前の用具点検について

千葉県少年野球連盟の要覧では、代表やコーチ、スコアラー、介護員はベンチを出ることは許されていないが、本ガイドラインの適用期間については、適用範囲において本ガイドラインに沿って用具点検を行う。

【補足】千葉県少年野球連盟主催の大会については、県要項を遵守すること。

※4 球審の交代に係る時間については、試合時間とみなさない。交代に関わる時間の範囲は本部で決定し、両チームに明確にロスタイム時間を伝える。

流山市少年野球連盟 審判部
審判部長 西ヶ迫勝宏

附則

本ガイドラインは2020年7月25日（令和2年7月25日）から施行する。